

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月30日 12時40分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬南西方沖 伊良湖岬灯台から真方位225° 1,000m付近 (概位 北緯34° 34.4′ 東経137° 00.5′)
事故の概要	遊漁船 <sup>レオン</sup> LEONは、東進中、また、プレジャーボート <sup>クライム</sup> CRIMEは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 LEON、6.4トン AC2-3775（漁船登録番号）、個人所有 第240-59871号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート CRIME、5トン未満（長さ6.34m） 240-25924愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	軽傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部等に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、約8ノットの対地速力で東進中、船首方至近にB船を認めたが、何もできず、B船と衝突した。 船長Aは、本事故当時、船首浮上による死角が生じていたものの、釣り客の釣果が芳しくなく、次の釣り場に向けて急いでおり、死角を補う見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、機関を中立運転として漂泊中、船長B及び同乗者Bが、それぞれ釣りをを行い、船長Bが、左舷船尾方30m付近にB船の方に向かって来るA船を認め、A船が避けると思っていたところ、避ける様子がないので、大声で注意喚起を行ったものの、その左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。
分析	A船は、船長Aが、次の釣り場に向けて急いでおり、船首浮上により生じた死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊

	<p>中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、釣りを行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が東進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 漂泊中に接近する船舶を認めた際は、必要に応じて適切な時機に音響信号を行うとともに、衝突を避けるための措置を採ること。</li></ul>